７．給水料

◎　株式会社ナゴヤシップサービス　（自８時　至17時）　　（令和８年４月１日改正）

	区　　域		1屯(㎥)につき	最低給水量
1.岸壁給水料	２～３、22～25、53～57、59～62、79～85 号岸壁		￥　250	15 屯(㎥)
2.運搬給水料	港内（高潮防波堤内）		￥　580	50 屯(㎥)
	港外（高潮防波堤外港域内）		￥　755	100 屯(㎥)
	港域外（港域外伊勢湾シーバース北側）		￥　855	100 屯(㎥)
	Ｉ．Ｓ．Ｂ(伊勢湾シーバース及びＣ１，Ｃ２，Ｃ３）		￥ 1,005	100 屯(㎥)
3.原水料 （名古屋市水道局水道料及び施設使用料）		上記１，２項に加算する。	￥　639	

備考

（１）時間外作業　06 時から 08 時迄　50％
時間外作業　17 時から 22 時迄　50％
時間外作業　22 時から 06 時迄　100％
雨、雪、荒天作業　50％
日曜日､祝祭休日､年末年始(12月31日～１月３日）50％
} の金額を1,2項の基本料金に加算する。

（２）運搬給水作業のため作業基地を出発した後に、本船の都合で作業の実施を中止した場合は、当該給水料金の最低給水量分を申し受ける。

（３）運搬給水作業において本船の都合により、基準作業時間を超えて作業が実施された場合は、下記基準作業時間を超える１時間(端数時間は１時間とする)につき基本給水料金の50％を加算する。

給　水　屯　数	基　準　作　業　時　間
50 屯 未満	1 時間 30 分
50 屯～100 屯 未満	２時間
100 屯～250 屯	３時間

- 運搬給水営業時間　08 時～20時30分
- 本料金表に記載なき事項はその都度協定するものとする。
- 内航船には別途消費税がかかります。（円未満四捨五入）

◎　ＡＣマリン株式会社　　（令和７年９月１日実施）

岸壁給水料（北浜ふ頭（南三区）Ｊ－７～９、同１６～１９）

岸壁給水料　１屯（㎥）　￥330

但し、１回につき設備使用料として￥5,000 を給水屯数料金に加算する。

（備考）

（１）１回15屯未満を供給する時は、15屯分の給水料金を申し受けます。

（２）時間外作業、荒天作業、日曜、祝祭日作業等に対し特に割増料金は加算しません。

◎内航船には別途消費税がかかります。（円以下四捨五入）

◎　名古屋埠頭株式会社　（自８時　至17時）　（平成８年２月１日実施）

（１）岸壁給水料　１屯（㎥）　￥250

備考

（イ）

時間外作業	６時から８時迄	50％
時間外作業	17時から22時迄	50％
時間外作業	22時から６時迄	100％
雨、雪、荒天作業		50％
日曜、祝祭日作業及び年末年始割増		50％

の金額を料金に加算する。

（ロ）１回 15 屯未満を供給するときは、15 屯分の給水料を申し受ける。

（２）上記料金に原水料（名古屋市上下水道局水道料及び施設使用料）１屯(㎥)につき￥411 を作業屯数に応じて加算させていただきます。

・　本料金表に記載なき事項はその都度協定する。

・　内航船には別途消費税がかかります。(円以下四捨五入)

◎　ＡＫＫマリンサービス株式会社　（令和６年８月１日実施）

	区　　域	１屯(㎥)につき	最低給水料
１．内湾給水料	南浜ふ頭（南四区） 出光興産㈱愛知事業所 南浜地区私設桟橋	￥420	5 屯（㎥）
２．原水料	（知多市水道局水道料及び施設使用料） 上記１項に追加する	￥280	

・給水は、出光興産㈱愛知事業所 南浜地区私設桟橋へ着桟中とします。

・内航船は別途消費税がかかります（円未満四捨五入）。